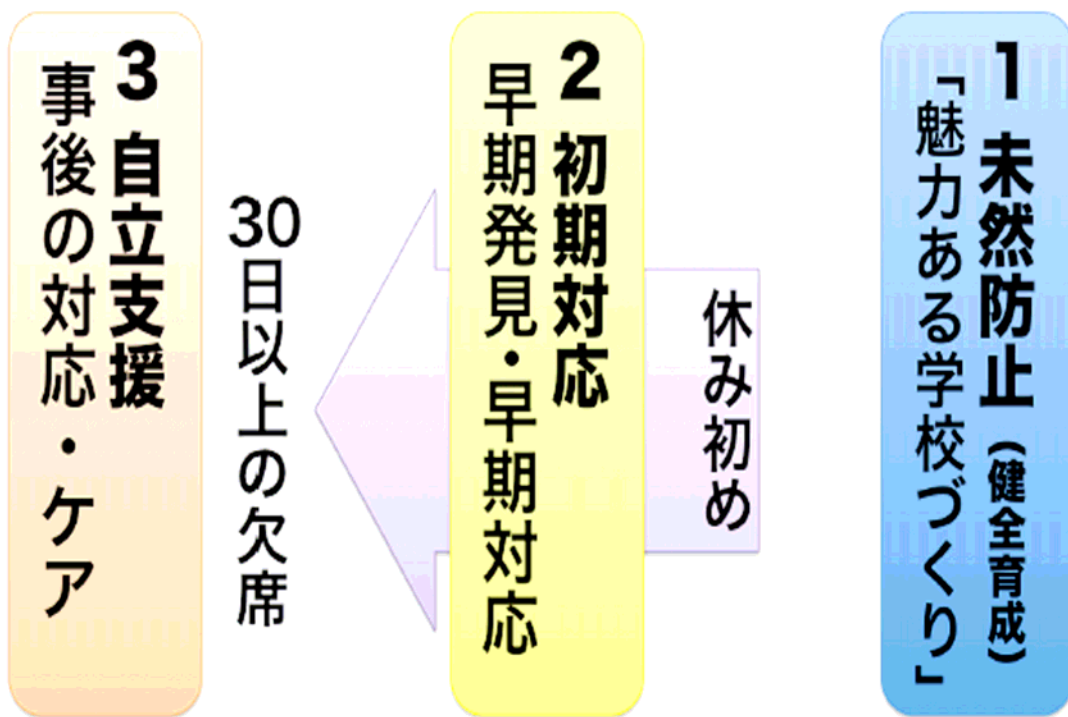


# 不登校対策リーフレット

## 不登校への初期対応、未然防止 — 高等学校における取組 —



※本冊子では省略

・「経験なし」群への対応開始  
…

・カウンセラー等の見立て  
定例チーム会議

・対応チーム編成  
対応記録票作成

・「経験あり」群への対応開始

・学級編成の工夫  
学級開きの工夫

・「初期対応開始」  
「経験あり」群への対応開始

・「初期対応準備」  
基礎的情報収集

・「経験あり」群への対応開始

「不登校」に取り組む際の3つのステップとその流れ

国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター

「不登校・長期欠席を減らそうとしている教育委員会に役立つ施策に関するQ&A」より

平成25年12月24日

沖縄県教育庁県立学校教育課

## はじめに

平成25年7月18日付け教県第20575号にて県教育委員会が依頼した「不登校に係る取組の強化について」への対応で、各学校が取り組んでいる〈不登校・休学者(懸念者)の支援レベル〉調査結果より、以下の点が明らかになりました。

平成25年度のこの時点で不登校(懸念者)と把握された人数が約5.5%であることから、不登校対策に対する何らかの処置を講じなければ、平成24年度以上の不登校実態としての数値が、報告される懸念があります。

次に、支援レベル別の調査においては、支援レベル1・2の数が、不登校(懸念者)2,474人のうち2,111人で85%以上を占めることから、「不登校改善計画における具体的対応」の【〈A:未然防止(健全育成)〉、〈B:初期対応(早期発見・早期対応)〉】を迅速に対応することが必要であると推測しました。

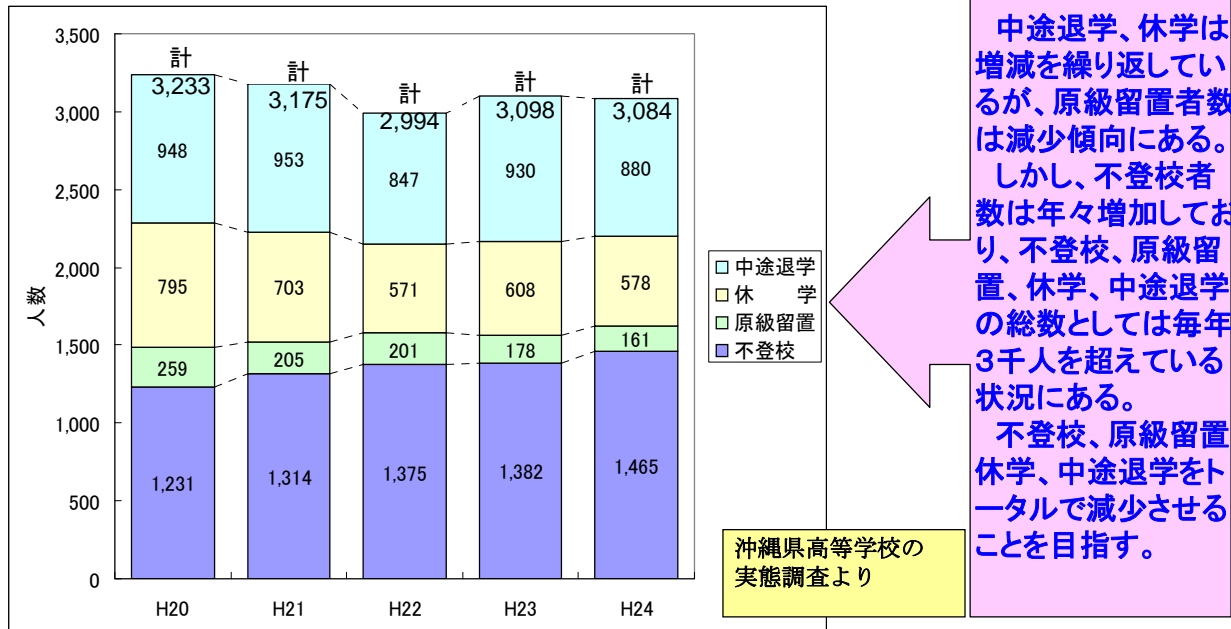
「不登校(懸念者)からの休学」の結果からは、不登校(懸念者)からの休学者数の割合は、4年生・通信制が最も多くなっています。また、2・3年生に比べ1年生は約半分の状況であることから、この状況分析を踏まえた対応が、休学者を減少させるためには必要であると捉えました。

国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターから発行された「不登校・長期欠席を減らそうとしている教育委員会に役立つ施策に関するQ&A」では、【1 新たな不登校を生まない施策を—不登校や長期欠席を減らしていくためには、各学校が「新たな不登校を生まない」取組を行うことが不可欠—】、【2「不登校相当」という指標を設定し、「初期対応」の取組を求め—各学校が、早期発見・早期対応(=「初期対応」)の取組を速やかに、かつ適切に進めるよう促す—】、【3「未然防止」の取組を求め—各学校が、少くらのことでは学校を休まない児童生徒が育つよう、「魅力ある学校づくり」をめざすよう促す—】ことが示されています。また、「公立高等学校の中途退学発生プロセスについての調査研究(中間報告)中学・高校にできる高1中退予防」によると、高校中退防止は、中学校時代の「不登校予備軍」に要注意であるとして、中学校時代に不登校だった生徒よりも、欠席が年間30日を下回る「不登校に準じる生徒」のほうが、高校入学後に中退する時期が早いことを報告しています。そのためより早期の対応が必要なのは「不登校予備軍」だった生徒であり、同研究所は、中学校は不登校に準じる生徒の情報も高校に伝えたり、高校は入学が決まった生徒の中学校時代の出席状況を把握し、入学当初から早期に対応を図るなど、中高連携の強化が必要とも示しています。

以上のことを踏まえ県教育委員会では、このたび不登校対策リーフレット「不登校への初期対応・未然防止—高等学校における取組—」を発刊しました。各学校におかれましては、全ての関係者が本リーフレットを活用し、従来の情報や知識を再整理し、不登校改善に役立てていただければ幸いです。

## ① 不登校者の現状

高等学校における不登校改善計画においては、不登校生と休学生、中途退学生、原級留置者数を合わせた総数にも注目し、総合的な視点で不登校者数の減少に取り組むことが必要!



中途退学、休学は増減を繰り返しているが、原級留置者数は減少傾向にある。しかし、不登校者数は年々増加しており、不登校、原級留置、休学、中途退学の総数としては毎年3千人を超えている状況にある。不登校、原級留置、休学、中途退学をトータルで減少させることを目指す。

## ② 対策のポイント

不登校や長期欠席を減らしていくためには、各学校が「新たな不登校を生まない」取組を行うことが不可欠!



### 理由

- 平成23年度スタート時は、前年度中3不登校卒業生減少分と、前年度の中3以外の学校復帰分を除き、最終的に復帰出来なかった④56,592名が不登校の状況である。
- 平成23年度末は、新たな不登校児童生徒(新規増加分)が生まれたことで、ほぼ前年度並みの数になっている。
- つまり、昔ながらの生徒指導や教育相談の発想、すなわち問題が起きてからその解消や解決を図るといった考え方を改め、「新たな不登校を生まない」施策が必要。

→準不登校(不登校予備軍)生徒への対応がポイント!

準不登校の基準等については、P3参照

# 1 未然防止(健全育成)「魅力ある学校づくり」に取り組む → 基礎や土台となるところから育むことが必要

- ① 学級や学校をどの児童生徒にも落ち着ける場所にしていくこと  
(→「居場所づくり」を進める)
- ② 日々の授業や行事等において、すべての児童生徒が活躍できる  
場面を実現すること (→「絆づくり」を進める)

## 「絆づくり」と「居場所づくり」の違い

「絆づくり」と「居場所づくり」を正しく理解しましょう。

「絆づくり」とは、主体的に取り組む共同的な活動を通して、児童生徒自らが「絆」を感じ取り、紡いでいくことを指しています。「絆づくり」を進めるのは児童生徒自身であり、教職員に求められるのはそのための「場づくり」、いわば黒子の役割と言えます。

「居場所づくり」とは、児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供することを指しています。すなわち、教職員が児童生徒のためにそうした「場づくり」を進めることであり、児童生徒はそれを享受する存在と言えます。



◆これからの生徒指導においては、「居場所づくり」にとどまることなく、「絆づくり」を進めていくことが重要。

◆教師主導のエクササイズやトレーニングを繰り返すだけでは「絆づくり」にはならない。教職員が「絆づくり」を「してあげる」「させる」という発想を捨てる。

◆児童生徒が主体となる「絆づくり」と、教職員主導で行う「居場所づくり」の違いは、「つくる」の「主語」が、児童生徒なのか、教職員なのか、にある。教職員主導で進める「絆づくり」は、単なる「やらせ」ではない。

参考資料：  
学校不適応対策調査研究協力者会議報告『登校拒否（不登校）問題について - 児童生徒の「心の居場所」づくりをめざして』平成4年3月  
不登校問題に関する調査研究協力者会議『今後の不登校への対応の在り方について（報告）』平成15年4月  
イラスト：わたなべふみ

国立教育政策研究所生徒指導研究センター生徒指導リーフより

## 2 「不登校相当」という指標を設定し、「初期対応」の取組を！

各学校は、早期発見・早期対応(=「初期対応」)の取組を速やかに、かつ適切に進めるため、表1、2をもとに入学した生徒の中学校時代の出欠状況を把握する。

表1 「不登校相当」・「準不登校」の基準

区分	中学校1～3年の各学年の状況
「不登校相当」	欠席日数+保健室等登校日数+(遅刻早退日数÷2)=30日以上
「準不登校」	欠席日数+保健室等登校日数+(遅刻早退日数÷2)=15日以上30日未満

表2 中学校時の欠席状況の分類とその基準

区分	中学校1～3年の各学年の状況
「不登校経験あり」群	・3年間の間に一度でも「不登校相当」に該当した者 ・3年間とも「準不登校」に該当した者
「不登校経験なし」群	・3年間とも「不登校相当」、「準不登校」のいずれにも該当しなかった者
「情報なし」群	・中学校からの情報提供(中1～3年時のもの)がなかった者
「中間」群	・上記以外の者

## (1) 中学校時代の出席状況調査をもとにした、初期対応（早期発見・早期対応）のプロセス

### ① 基礎的情報の収集と分類

- 1) 新高校1年生の全生徒について、中学校1～3年生時の欠席状況表1の情報を入手（3月末）
- 2) 表2の「経験あり」群、「経験なし」群等に分類（4月初め）

### ② 対人関係への配慮

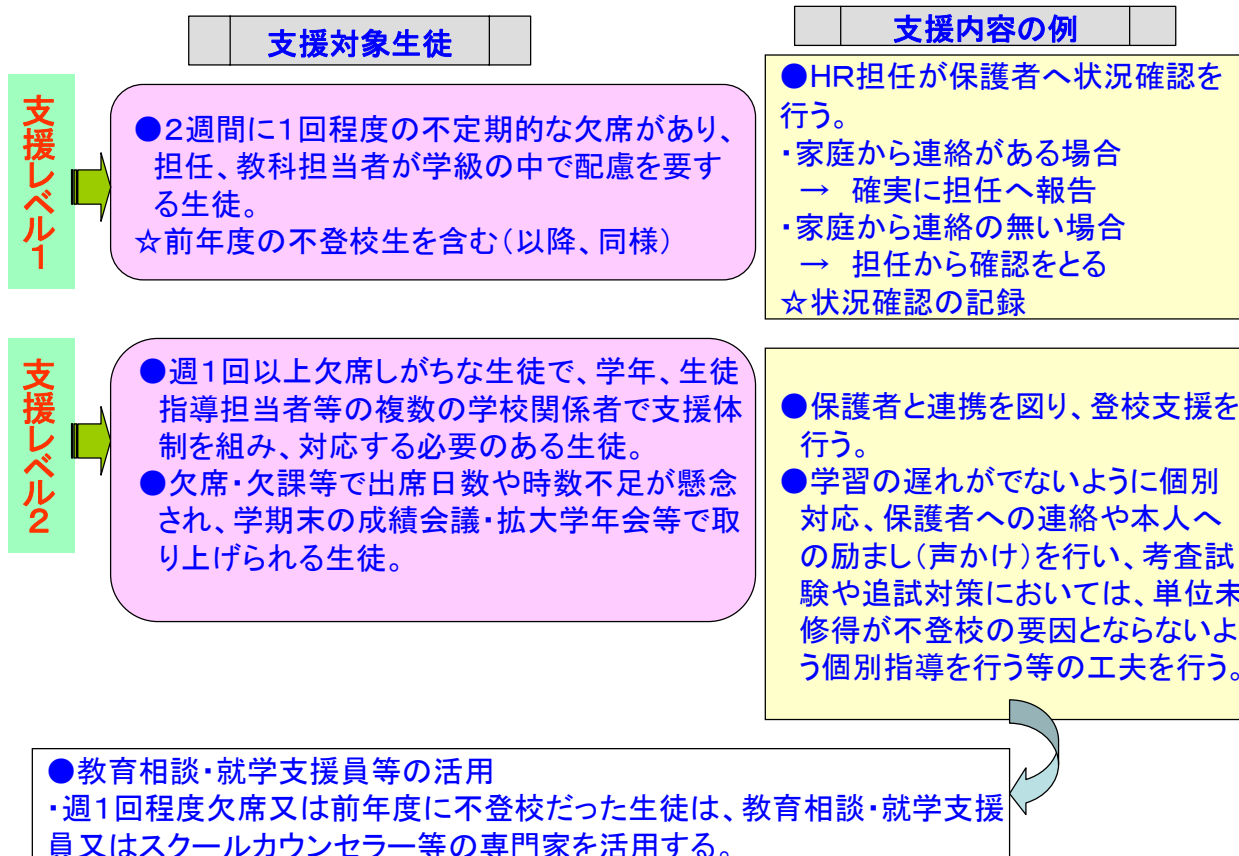
- 1) 学級編成を工夫する（4月初め）
- 2) 学級開きでゲーム等も交えた自己紹介（4月初め）

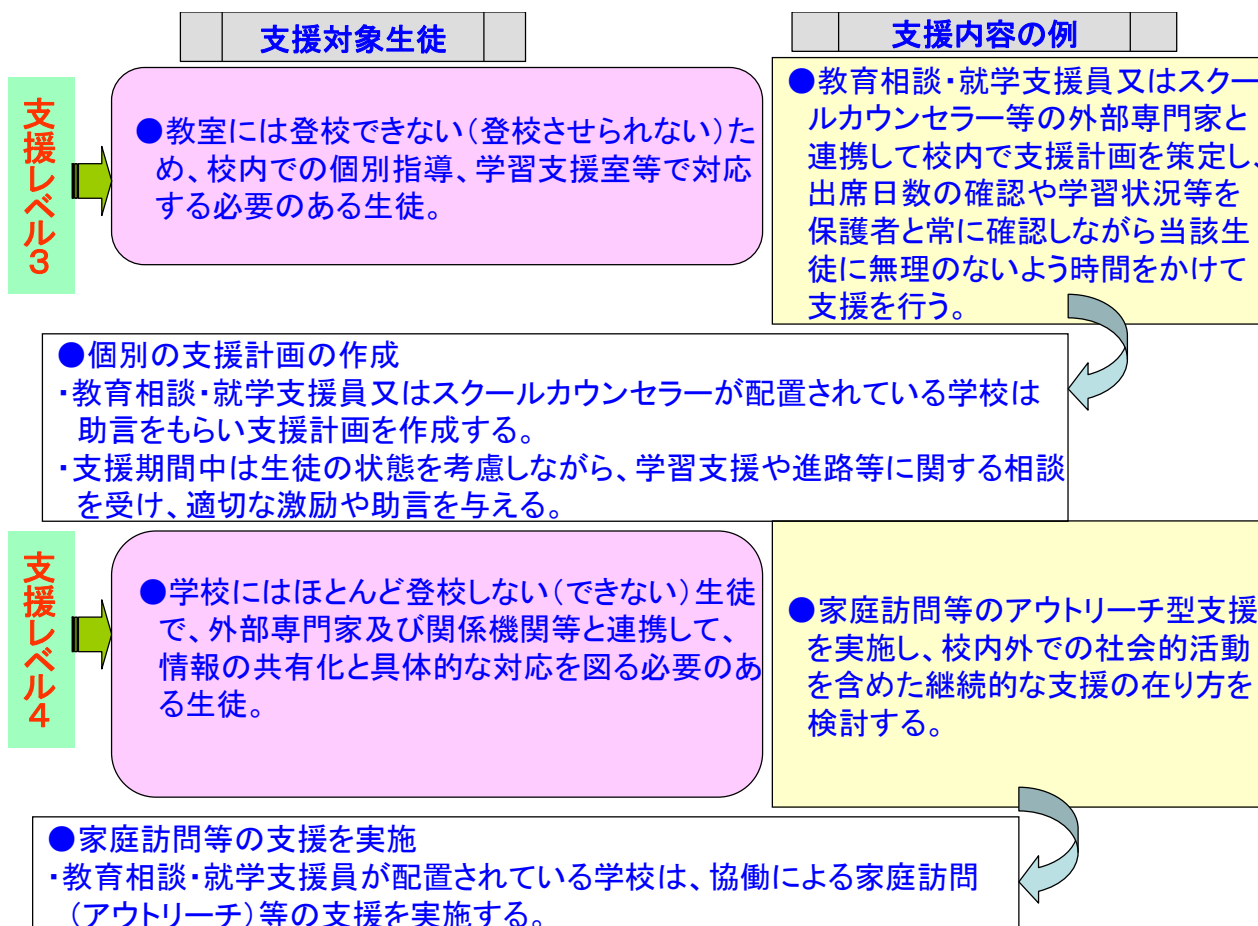
### ③ チームによる対応（表1：「不登校相当」「準不登校」の基準に沿って）

- 1) 「経験あり」群の場合、早期に（たとえば、累積欠席日数が2日になった時点で）対応チーム（生徒指導主任、養護教諭、学級担任、スクールカウンセラー等）発足
- 2) 本人や保護者との対応、その反応等を記した個人記録票を作成
- 3) スクールカウンセラー等による見立て（情緒的混乱か否か）と、対応責任者の決定
- 4) 週に1回程度のチーム会議による対応



## (2) 支援レベルに合わせた対応プロセス





### 3 不登校の未然防止に向けた具体的な取組



#### (1) 担任が「おかしいな」と思ったら → 不登校発見チェックリストの活用

- ① 生徒たちの「心」や「気持ち」をつかむように、声をかける。
- ② 先生が気にかけていることを伝える。
- ③ 家庭に電話をかけたたり、家庭訪問をしたりするなどして様子を聞く。
- ④ 担任一人の見方ではなく、複数で様子を観察したり、対応を検討したりする。

#### (2) 欠席者との対応として(心をつなぐ1・2・3運動を実施)

- ① 1日目は、家庭に連絡をして様子を聞き、状況によっては受診を勧めることも必要。
- ② 2日目は、家庭に連絡をして様子を聞き、欠席理由を再確認するとともに、心配している気持ちを伝える。
- ③ 3日目は、担任(教育相談係等)が家庭訪問を行い、本人と話をして様子を確かめるとともに、保護者とも最近の様子について話をする。
- ④ 欠席が3日続いた場合は、担任一人だけで対応するのではなく学年団、教育相談係、スクールカウンセラー等で役割分担を決め、連携して対応する。

### (3) 適切な登校アプローチを

- 休み始めた頃には「そっとしておく」のではなく、登校に向けた何らかの働きかけ（登校アプローチ）が大切な場合もあります。しかし、こうした指導が逆効果になる場合もあるので、保護者と連絡を取り合って、本人の様子を見極めながら対応しましょう。
- 登校アプローチに効果がある指導としては、次のような例が挙げられます。
  - ① 登校を促すため、電話をかけたたり迎えに行ったりする。
  - ② 家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなどの指導や援助を行う。
  - ③ 家族関係や家庭生活に課題がある場合は、民生委員等と協力して改善を図る。
  - ④ スクールソーシャルワーカー（SSW）や地域若者サポートステーション（サポステ）へのつながりも検討。
  - ⑤ 場合によっては、保健室等に登校を促し、指導に当たることも考えられる。  
※登校アプローチとは、教員や保護者が、生徒に登校するように働きかけること（登校刺激）



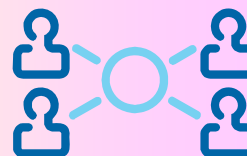
### (4) 教育相談の基本的な姿勢

- ① 相談場所は、生徒や保護者の意向に配慮しながら決める。
- ② 相談時間は、1時間程度を目安とする。
- ③ 相談前に、生徒の様子など必要な情報を得ておく。
- ④ 相談者の不安な気持ちに寄り添い、じっくりと聴く姿勢を大切にする。
- ⑤ 相談者に「一緒に考えていきましょう」と、向き合う姿勢を見せる。



### (5) 組織対応の留意点

- ① 不登校のコーディネーターを校内組織に位置付け、コーディネーターを中心として組織的に対応すること。
- ② 対応組織の構成メンバーは、学校の実態に応じて編成すること（多すぎないように注意！）
- ③ 会議では、いつ、誰が、いつまでに、どのような支援をするかを、協議すること。
- ④ 家庭訪問は担任を中心に複数で行うこと。
- ⑤ 個人の責任追及や批判はしないこと。
- ⑥ 定期的に、生徒の様子や支援の状況を確認し、次の支援内容を協議すること。
- ⑦ 必要に応じて関係機関との連携を図ること。



## 4 不登校・登校しぶりの生徒への支援策

### 生徒理解に係る支援ポイント

#### ① 家庭訪問のポイント

- ア 組織的・計画的な家庭訪問を
- (ア) 管理職からのサポート
  - (イ) 教育相談支援員等の活用
  - (ウ) 生徒指導主事・教育相談担当・養護教諭等の連携
- イ 学校復帰プランの策定
- (ア) 一人一人にあった復帰プランを策定する
  - (イ) スモールステップでもOK
- 成功体験の積み重ねを

#### ② 教育相談で信頼関係の構築

- ア 受容と共感で。過度のプレッシャーを与えない
- イ ゴールを自分で決めさせる
- ウ 発達障がい疑い  
→特別支援教育の視点での対応を！  
教師が判断を誤れば、二次障害で不登校になるケースも

#### ③ 不登校生徒の評価

- ア 学校で方針を検討し、共通確認しておく
- イ 評価についての学校方針を保護者へ事前に説明する
- ウ 学習意欲に応える、自立支援の観点での評価を
- エ 「よくできました」「すばらしいですね」等、賞賛のメッセージを

### 保護者との連携のポイント

#### ① 保護者とのコミュニケーションのポイント

- ア 保護者の話をしっかり聴く
- ・話をしっかり聴いてくれる先生だと受容感が生まれ、信頼関係が築きやすくなります。
- イ 一方的なアドバイス・批判はしない
- ・最初から学校の提案を押し付けたりしない
- ウ 不登校を生徒や親の養育態度と決めつけない

#### ② 保護者との連絡が取れない場合には

- ア 養育能力が低い、虐待の可能性、保護者が不安定等
- イ 関係機関と連携し、支援方法を検討しましょう
- ※関係機関  
→児童相談所や福祉保健関係機関、スクールソーシャルワーカー（SSW）や地域若者サポートステーション（サポステ）

#### ③ 教育相談の充実

- ア 教育相談支援員等との連携
- イ 教育相談関係機関の「来所相談」の利用
- ウ 守秘義務の徹底





## 5 不登校の時期や状況に応じた取り組みについて

### (1) 発達段階に応じた支援

- <小学校> : 児童をつなぎ合い、安心できるクラスづくりを進める教師のかかわりが必要である。
- <中学校> : 進路の情報提供と多くの教師が気にかけていることが伝わるかかわりが必要である。
- <高等学校> : 将来や進路について一緒に悩み考える教師のかかわりが必要である。

### (2) 不登校の期間における関わり

<短期には情緒的かかわり、長期には進路情報の提供や身近なモデルとの交流が有効である>

### (3) 校種間の接続（進学）時期の関わり

- <小・中学校の接続> : 入学時、担任を中心とした教師の積極的な言葉かけが必要である。
- <中・高等学校の接続> : 将来や進路の実現に向けて多くの教師がかかわることが必要である。

## 相談関係機関一覧

## 少年の不安・悩み

### 沖縄県総合精神保健福祉センター

〒901-1104 南風原町字宮平212-3

TEL 098-888-1450(こころの電話)

<http://www.pref.okinawa.jp/site/fukushi/seishinhoken/index.html>

対象年齢(小児期～老年期) 支援内容(電話相談・来所相談)  
精神保健福祉に関する内容の相談を受けつけています。

◆電話相談 月・水・木・金 時間(9:00～11:30)(13:00～17:00)

◆来所相談 月・木(予約制) 時間(9:00～11:00)(13:00～16:00)

※来所相談については「こころの電話(888-1450)」で予約

### 沖縄県中央児童相談所

〒903-0804 那覇市首里石嶺町4-404-2

TEL 886-2900 FAX 886-6531

受付日(月曜～金曜) 時間(9:00～11:00)(13:00～16:00)

対象:18歳未満の子ども

相談内容:養育が困難、虐待、発達や障害

性格行動上の問題やしつけ

非行や問題行動

### 各市町村児童家庭相談

◇各市町村においても、

児童家庭相談(※里親についての相談を除く)を受けることになりました。

◇詳しくは、お住まいの市町村の相談窓口にお訊ねください。

### 沖縄県コザ児童相談所

〒9042143 沖縄県沖縄市知花6丁目34-6

TEL 098-937-0859 FAX 098-938-7288

受付日(月曜～金曜) 時間(9:00～11:00)(13:00～16:00)

対象:18歳未満の子ども

相談内容:養育が困難、虐待、発達や障害

性格行動上の問題やしつけ

非行や問題行動

### 県立総合教育センター 教育相談研究室

住所:〒904-2174 沖縄市与儀3丁目11番1号

教育相談専用ダイヤル→ 電話(098)933-7537

◇教育相談研究室では、児童生徒の教育に関する諸問題について、本人・保護者および教育関係者等の相談に応じ、適切な支援を行います。

●相談の対象→小学生、中学生、高校生、保護者、教師等

●相談の内容→不登校 いじめ、金銭せびり、暴力、非行など、しつけ、生活習慣、夜遊びなど、友人・異性関係、その他

●相談の方法→電話による相談・来所による相談(面接相談)

●相談受付時間:午前9時～午後5時(月～金)ただし祝祭日を除く

## 発達障害等

### 県立総合教育センター 特別支援教育班

住所：〒904-2174 沖縄市与儀3丁目11番1号

TEL：(098) 933-7526 FAX：(098) 933-7528

当センターの特別支援教育班及び、県内の特別支援学校では、障害のあるあるいは発達の気にかかるお子さんについての養育、教育に関する相談を行っています。相談は無料です。

相談時間 月～金 9:30～11:30 14:00～17:00

- 相談内容
- ① 障害のある子どもの育て方について
  - ② 障害理解について
  - ③ 就学・転学・進路について
  - ④ 学校教育における手立てについて
  - ⑤ その他・お問い合わせ 等



### 沖縄県発達障がい者支援センター

〒904-2173 沖縄県沖縄市比屋根5丁目2番17号 (沖縄小児発達センター内に併設)

E-mail：gajyumar@shoni.or.jp

TEL：(098)982-2113 FAX：(098)982-2114

まずはお電話にてお問合せください。※来所相談は**完全予約制**です。

(注)原則、メール・FAXによる継続的な相談はお受けしておりませんのでご了承ください。また、来所が困難な場合はご相談ください。

**利用時間**：午前9:00～午後5:00(祝祭日を除く月～金曜日まで)

**利用料金**：利用にかかる費用は無料です。

「がじゅまへる」は医療機関や療育施設ではなく、広域相談支援機関ですので、下記にあげた支援内容はご提供できません。医療的な判断や療育をご希望の方は、それらに関する情報をご提供させていただきます。

※診断、投薬等の医療サービス(医師による診察、診断書作成など) 訓練などの療育機能など



## 少年問題

### 1 少年サポートセンター

(沖縄県警生活安全部少年課)

〒900-0029 那覇市旭町116番地37 南部合同庁舎5階

TEL 098-862-0111 0120-276-556

○受付日(月曜日～金曜日) 時間(9:30～18:15)

○支援内容(面接・訪問・電話)

- ・少年の悩み事、保護者が抱えている少年問題に関する相談受理
- ・少年の非行防止活動の一環としての居場所づくりや立ち直り支援
- ・犯罪やいじめ等の被害を受けた少年への精神的な支援活動
- ・専門医等を講師に招いて保護者を対象としたカウンセリング研修

### 2 波の上こころの相談所(那覇少年鑑別所)

〒900-0036 那覇市西3-14-20

TEL 098-862-4606、4607、4608

FAX 098-941-0304

○受付日(月曜日～金曜日)要予約 時間(9:00～16:00)

○対象年齢：小学生、中学生、高校生(原則20歳未満)

本人及びその保護者、学校担任教師等

○支援内容(面接・電話)

- ・青少年の相談(非行、いじめ、家庭内暴力、交友関係、引きこもり、しつけ等)支援(一般相談：電話相談、来所相談)
- ・青少年の教育相談支援
- ・青少年の心理検査等の実施

### 3 沖縄県保護司連合会

●那覇保護区 保護司会

〒901-0155 那覇市金城3-5-4

那覇市総合福祉センター内

TEL：098-858-7022(事務局)

相談ダイヤルではありません

○受付日：月曜日～金曜日 時間：9:00～16:00

○対象：少年～大人

○支援内容

- ・保護観察を受けている少年や大人の指導
- ・刑務所や少年院に入っている人の帰住先の調整
- ・犯罪予防活動



## 就労支援【就職への準備】

### 地域若者サポートステーション

(通称: サポステ)

県内に3箇所あります。

☆働きたいけど何からはじめたらよいかわからない、働く自信がないなどの悩みをもつ15歳～39歳くらいまでの若者や保護者の相談を受け、その人に合った支援プログラムを作成し、社会的自立や職業的自立の支援を行っています。

対象の詳細:

- ①原則として、若者無業者(仕事に就いていない方)本人およびご家族、関係者の方
- ②義務教育修了後法律により定められた15歳から39歳の若者
- ③就労、就学等に関する情報が必要な方。働くことに自信が持てない方。対人関係が苦手等で安定した社会生活を送りにくい方など。

#### ○サポートステーションなは

【住所】那覇市上間563番地【電話】098-853-5111

【開所】10時00分～17時00分 月～金(土・日・祝祭日を除く)

#### ○サポートステーション沖縄

【住所】沖縄市中央2-28-1コリンザ3階

【電話】098-989-4224

【開所】10時00分～18時00分 月～金(土・日・祝祭日を除く)

#### ○サポートステーションなご

【住所】名護市城2-12-3【電話】0980-54-8600

【開所】10時00分～18時00分 月～金(土・日・祝祭日を除く)

## 就労支援【就職支援】

### 1 沖縄県キャリアセンター

那覇市泉崎1丁目15-10

グッジョブセンターおきなわ2階

TEL:098-866-5465 FAX:098-862-5014

※沖縄県キャリアセンターおもろまち

〒900-0006那覇市おもろまち1-3-25

(沖縄職業総合庁舎3階)

TEL:098-869-1034 FAX:098-869-1040

#### 支援内容

- ・15歳から40代前半までの皆さんの就職支援を主な目的とした沖縄県の関係機関です。
- ・専門スタッフによる就職相談を実施しています。
- ・「どんな仕事がしたいか、自分でもよく分からない」、「履歴書を書いてみたけど、これでいいのかなあ・・・？」など、何でもお気軽にご相談ください。

#### 沖縄県内ハローワーク

ハローワークとは公共職業安定書の愛称。働き口を探す人に仕事をあっせん・仲介するための、事業者にとっては、労働者に向けて求人広告するための公的な機関です。

#### ○ハローワーク那覇(学卒部門)

TEL098-866-8609 那覇市おもろまち1-3-25 3F

#### ○ハローワーク沖縄(広域・学卒部門)

TEL098-939-3200 沖縄市住吉1-23-1

#### ○ハローワーク名護(職業紹介部門)

TEL0980-52-2810 名護市東江4-3-12

#### ○ハローワーク宮古(職業紹介部門)

TEL0980-72-3329 宮古島市平良下里1020

#### ○ハローワーク八重山(職業紹介部門)

TEL0980-82-2327 石垣市登野城55-4

## 就労支援【就職支援】

### 2 沖縄障害者職業センター

〒900-0006 那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎5階

TEL 098-861-1254 FAX 098-861-1116

費用:無料

対象:就職や職場定着、職場復帰についての支援を希望する障害のある方や、障害者の雇用や雇用管理についての支援を希望される方、または、事業主の皆様。・障害者の就労を支援する関係機関の皆様。

○具体的なご相談は、来所または出張で対応しています。

○オープンセミナー(業務説明会)を開催しています。

#### 支援内容

- ・職業相談・職業評価を通じて、就職や職場定着、職場復帰に向けた課題や現状の整理
- ・個別の支援計画(職業リハビリテーション計画)の策定
- ・職業評価では、面接・調査、作業検査、職業準備支援や実際の事業所の場面を活用した3～5日の評価等を実施し、ケース会議や個別相談で結果のご説明をしたうえで支援計画の作成
- ・基本的な労働習慣の体得など、就職のための準備をするために、職業準備支援を行います(支援期間:1～12週間)。
- ※職業準備支援では、精神障害のある方及び発達障害のある方向けのカリキュラムを用意しています。
- ・職場での人間関係の構築や作業への適応を図るために、事業所にジョブコーチを派遣し、きめ細かな支援
- ・うつ病等により休職中されている方がスムーズに職場復帰をするためのリワーク支援

### 3 障害者就業・生活支援センター

就業支援や生活支援を必要とする障害者に対して、雇用・福祉・教育等の関係機関と連携しながら、障害者の就業と、それに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど、障害者の職業生活における自立を図るために必要な支援を行います。県内に5箇所設置。

#### ①北部地区障害者就業・生活支援センター ティーダ&テムテム

名護市宇字茂佐943

TEL:0980-54-8181 FAX:0980-54-3287

指定法人:社会福祉法人名護学院

対象地域:名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村、恩納村、宜野座村、金武町

#### ②中部地区障害者就業・生活支援センター

沖縄市山里2-1-1

TEL:098-931-1716 FAX:098-931-1726

指定法人:社会福祉法人新栄会

対象地域:宜野湾市、沖縄市、うるま市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村

#### ③南部地区障がい者就業・生活支援センター かるにあ

浦添市前田1004-9 2F

TEL:098-871-3456 FAX:098-871-3221

指定法人:社会福祉法人若竹福祉会

対象地域:那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、八重瀬町

#### ④障害者就業・生活支援センター みやこ

宮古島市平良下里1202-8 1F

TEL:0980-79-0451 FAX:0980-75-3450

指定法人:社会福祉法人みやこ福祉会

対象地域:宮古島市、多良間村

#### ⑤八重山地区障害者就業・生活支援センター どりいむ

石垣市宇真栄里97-4 コンフォート真栄里1階

TEL:0980-87-0761 FAX:0980-87-0760

指定法人:社会福祉法人わしの里

対象地域:石垣市、竹富町、与那国村

# 不登校児童生徒の学校復帰に向けて

不登校の課題克服への効果的な取組に関する調査研究—何が彼らを学校復帰させたのか—  
〈岡山県総合教育センター〉より

## 1 不登校に共通する教師の取り組みについて

### (1) 家庭訪問や電話連絡等

〈児童生徒に教師からの積極的な関心が伝わる必要がある〉

### (2) なじみやすく安心できる学校やクラスの雰囲気

#### (学校・学級風土)づくり

〈ルールの確立と、一人一人をつなぎ、見守る教師の継続的なかかわりが必要〉

### (3) 保護者を支えるかかわり

〈保護者の状況や思いを把握しながら、一緒に児童生徒を支える教師のかかわりが必要〉

### (4) 将来や進路に関する情報提供

〈不登校児童生徒の今と将来をつなぐ教師の継続的なかかわりが必要〉

### (5) 校内での共通理解による一貫した支援

〈一人の教師から複数の教師へとつながりを広げる学校の体制が必要〉

### (6) 総合教育センター(適応指導教室)や相談機関など 関係機関との連携

〈児童生徒、家族を支える人や組織をつなぎ合う教師の継続的なかかわりが必要〉



※このリーフレットは那覇工業高等学校グラフィックアート科の協力で作成しました。